

高根沢町告示第73号

高根沢町産科誘致補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月22日

高根沢町長 加藤 公博

高根沢町産科誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、町内に産科医療施設を開設しようとする者に対し、その開設に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することに関し、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産科医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であつて、診療科目に産科又は産婦人科を有し、かつ、分娩を取り扱うものをいう。
- (2) 医療法人 医療法第39条に規定する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する医師又は医療法人（以下「医師等」という。）とする。

- (1) 町内において産科医療施設を開設しようとする者（分娩の取扱いを休止していた者でその取扱いを再開する者及び既存施設に産科又は産婦人科を新設するための増築又は改築を行う者を含む。）で、継続して10年以上当該施設を運営する見込みがあること。
- (2) 次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。
 - ア 医師 産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上であること。

イ 医療法人 産科医又は産婦人科医のうち、1名以上が産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上であること。

(3) 積極的に地域医療活動を行う意思があること。

(4) 町税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、産科医療施設の開設に直接必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土地取得費（建物取得又は建物建設に伴うもの）

(2) 建物取得費

(3) 建物建設費（建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、設計監理費等）

(4) 建物改修費

(5) 医療機器・備品（以下「医療機器等」という。）取得費（1件10万円以上のものに限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、上限を1億円とする。

2 国又は県から補助を受けている場合は、当該補助金額を補助対象経費の総額から控除した残りの額を補助対象経費とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長の認定を受けることとし、次条第1項の規定による交付申請をする前に、高根沢町産科誘致補助金事前認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助対象経費の算出根拠を示す見積書の写し及び関係書類

2 町長は、前項の規定による事前認定の申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定を決定したときは、その旨を高根沢町産科誘致補助金事前認定決定通知書（様式第2号）により事前認定の申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の認定を受けた者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高根沢町産科誘致補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者(申請者が医療法人であるときは、産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上ある医師)の医師免許証の写し
- (2) 申請者(申請者が医療法人であるときは、産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上ある医師)の履歴書
- (3) 申請者の住民票(申請者が医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書)
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 町税の未納がないことの証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、規則第11条第1項の規定により、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに高根沢町産科誘致補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 産科医療施設の開院開設許可書等の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項全部証明書(第4条第1号から第3号までの経費を補助対象経費とした場合に限る。)
- (3) 土地、建物等を取得したことを証する契約書及び領収書の写し(第4条第1号から第3号までの経費を補助対象経費とした場合に限る。)

- (4) 取得した医療機器等の概要が分かる書類（第4条第5号の経費を補助対象経費とした場合に限る。）
- (5) 医療機器等の支払領収書の写し（第4条第5号の経費を補助対象経費とした場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第11条 前条第2項の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第12条の規定により補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助事業者の責めに帰すべき理由により、補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以上産科医療施設の業務を開始しないとき。
- (2) 補助事業者の責めに帰すべき理由により、産科医療施設の開業の日から10年以内の期間において、産科医療施設を廃止又は1年以上休止し、かつ、継承する医師等が選定できなかったとき。
- (3) 産科医療施設の開業の日から10年以内の期間において、医師免許の取消し等により産科医療施設の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は変更交付決定を受けたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) その他この要綱に違反する事実があるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すとき又は補助金の返還を命じるときは、高根沢町産科誘致補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は高根沢町産科誘致補助金返還命令書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(返還)

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、町長が別に定める期限までに補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿その他証拠書類を備えるとともに、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。